

規制に係る事前評価書

法令の名称	大気汚染防止法の一部を改正する法律案	
政策の名称	水銀排出施設に係る届出制度等の創設	
担当部局・評価者	環境省水・大気環境局大気環境課長 是澤裕二 電話番号: 03-5521-8292 E-mail: kanri-kankyo@env.go.jp	
評価実施時期	平成27年2月18日	
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益		
目的	水銀に関する水俣条約(仮称)(以下「条約」という。)に定める大気排出規制の的確かつ円滑な実施を確保するため、措置の対象施設を確実に把握する。	
内容	水銀を大気中に排出する者が水銀排出施設を設置等しようとするときは、当該施設の種類、構造、水銀の処理の方法等を都道府県知事に届け出なければならないこととする。	
	関連条項	第18条の23、第18条の24、第18条の25、第18条の26、第18条の28、第18条の29及び第18条の30
必要性	条約の的確かつ円滑な実施を確保するために水銀排出者に対し水銀排出施設に係る排出基準を義務付けることとしており、その担保のため、施設設置等に当たり届出を求め、水銀の処理方法等が排出基準に適合するものか否かを確認することが必要である。	
費用	遵守費用	届出書類の作成費用が発生する。
	行政費用	届出の受理に係る費用が発生する。
	その他の費用	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。
便益	新たな義務の対象となる施設を把握することにより、条約の的確かつ円滑な実施を確保することができる。	

想定される代替案			
代替案①	大気へ水銀を排出している旨自ら届け出るよう行政指導を行う。		
	費用	遵守費用	届出書類の作成費用が発生する。
		行政費用	届出の受理、行政指導等の働きかけに要する費用が発生する。
		その他の費用	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。
便益	代替案のみでは、都道府県等による水銀排出施設の確実な把握を担保することはできない。		
代替			
	費用	遵守費用	
		行政費用	

案②	その他の費用	
	便 益	

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

費用:事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも届出に係る書類作成費用が発生する。
行政費用については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生する。

便益:現状又は代替案に比べ、届出義務の履行が担保されるため、都道府県等が確実に対象施設を把握することができ、必要に応じ、別に述べる勧告・改善命令等を発動し、条約に定める大気排出規制の的確かつ円滑な実施が確保できる。

発生する費用負担と得られる便益を比較すると、条約の的確かつ円滑な実施の確保が図られ、かつ水銀による大気汚染が原因となる経済的損失が回避されることが考えられることから、当該規制は有効である。

有識者の見解その他の関連事項

「水俣条約を踏まえた今後の水銀大気排出対策について(答申)(平成27年1月中央環境審議会答申)(抄)<実効性確保のためのその他の措置>
排出基準による排出規制を設ける場合は、その規制の実効性を確保するため、測定義務に加え、例えば対象施設の設置に関する届出、排出基準の遵守義務、排出基準を継続して違反した場合の所要の命令等所要の制度を設けるのが適当である。」

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考